

	平成18年2月15日	鳥運輸第522号
一部改正	平成19年10月19日	鳥運輸第440号
一部改正	平成20年3月31日	鳥運輸第763号
一部改正	平成22年9月30日	鳥運輸第323号
一部改正	平成24年8月16日	鳥運輸第167号
一部改正	令和2年4月10日	鳥運輸第5号
一部改正	令和5年8月1日	鳥運輸第118号
一部改正	令和5年12月19日	鳥運輸第246号
一部改正	令和6年4月22日	鳥運輸第9号

タクシー車両の表示等に関する取扱要領

タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、関係法令及び運賃実施通達の規定のほか、平成14年3月26日付け中国運輸局公示第220号で定められているところであるが、当支局管内におけるその具体的取扱要領を下記のとおり定める。

また、同公示記3の判断はこの基準に沿って行うこととする。

平成18年2月15日

中国運輸局鳥取運輸支局長

記

I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、本取扱要領に定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならない。
 なお、表示する文字の大きさは、別途の規定がある場合を除き縦横50ミリメートル以上とする。
3. 表示事項については、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4. 表示装置、表示板の取扱いは適切に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
5. 法令又は本取扱要領に定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限の物であって、旅客の視界又は法令若しくは本取扱要領に定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

II 一般乗用旅客自動車運送事業自動車（以下「一般タクシー」という。）の表示等

1. 運賃メーター器（「外付け運賃・料金ユニット」を使用する場合は、それも含める。以下同様）

運賃メーター器は、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器の表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとする。

ただし、車外表示装置（表示灯）に、(2)①から⑨までの事項が表示される場合にあつては、車外に向けての表示は必要ないものとする。

(1) 装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部又は前席左前上方であつて、別表1「一般タクシーの表示方法」を参考に運転者の視界を妨げない位置に装着する。

ただし、上記2のただし書きの車外表示装置（表示灯）を使用する場合における車内向け表示装置は、ダッシュボード又は前席左前に装着することができる。

(2) 表示事項及び表示方法

表示装置による表示事項及び表示方法は下記①から⑨までによるものとし、下記④から⑨までは下記7の表示板によることができる。

①『賃走』

実車のとき車外に向けて表示する。

②『空車』

空車のとき車外に向けて表示する。

③『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

④『迎車』

乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。（ただし、⑤に規定する『予約』を表示する場合は適用しない）『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑤『予約』

迎車回送料金を適用しない車両であつて、旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。（ただし、④に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない）

⑥『貸切』

時間制運賃を適用する場合、又はケア輸送サービス運賃及び介護サービス運賃であつて運賃メーター器によらない運賃を適用する場合に、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑦『観光』

観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

『観光』は、前記の場合以外表示してはならない。

『観光』を表示したときは、観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑧『回送』

運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑨『救援』

救援事業を行う場合はその時間中、車外に向けて表示する。

『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

3. 車外表示装置

車両の屋根には、次に掲げる表示装置を、別表1「一般タクシーの表示方法」による位置に装着する。

なお、車外表示装置に使用する灯火の色は、自動車の保安基準に適合するものでなければならない。

禁煙車表示灯

『禁煙』を表示したもの。

表示灯は別表2「禁煙表示灯の表示方法」の規格による。

なお、運輸支局長が別に定める一定の地域内において、禁煙タクシーが導入される場合は装着を必要としない。

4. 車外表示

車両の外側（後席側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表1「一般タクシーの表示方法」の例により表示する。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号（法人における「株」、「有」等は省略可）（両側面）

(2) 所属営業所の所在地名の略称（両側面）

市町村名（市町村合併が行われた場合の旧の市町村名を含む。）、又は営業区域名（『市』、『町』、『村』の文字は省略する。）

(3) 初乗運賃額等（車両の前後及び乗車ドア）

初乗運賃額（当該車両に適用する初乗運賃額）を赤色文字で表示する。

ただし、運賃及び料金の認可時等において別途指示があった場合は、当該指示による。

なお、前面ガラスに表示する場合は、平成元年5月1日付け中国運輸局公示第113号で、保安基準第29条4項8号の規定により縦5.6cm以内、横11cm以内のものと指定されているので注意すること。

(4) 禁煙車マーク又は「禁煙車」

（乗車ドア中央部付近）

5. ユニバーサルデザインタクシー車両の表示

ユニバーサルデザインタクシー車両については以下のとおりの取扱いとする。

(1) 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正以前）」においてレベル2の認定を受けた一般車両については、別表4の1に定める表示マークを表示するものとする。
- ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正以前）」においてレベル1の認定を受けた一般車両については、別表4の2に定める表示マークを表示するものとする。
- ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車いす用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別表4の3に定める表示マークを表示することを推奨する。
- ④「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正）」においてレベル2の認定を受けた一般車両については、別表4の4に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑤「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正）」においてレベル1の認定を受けた一般車両については、別表4の5に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑥「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和6年4月1日改正）」においてレベル準1の認定を受けた一般車両については、別表4の6に定める表示マークを表示するものとする。

(2)表示マークの大きさについては、15cm四方以上とする。

(3)表示位置については、窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

6. 車内表示又は掲示

車両の内部には、次に掲げる事項を表示又は掲示する。

(1)事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

旅客から見やすいように掲示する。

(2)登録タクシー運転者証、個人タクシー事業者乗務証

タクシー業務適正化特別措置法の規定により「登録タクシー運転者証」「個人タクシー事業者乗務証」を表示しなければならない場合は、裏を旅客から見やすいように表示する。

(3)運賃割増

黄色地に黒色の文字で、深夜早朝における運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

(4)禁煙表示

旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後席側面窓ガラス等）に表示する。

7. 表示板による表示（上記2の表示装置により表示する場合は、当該表示板を省略することができる。）

表示板は、縦90、横200ミリメートル以上とし、表示する文字の大きさは縦横70ミリメートル以上とし白地に黒文字とする。以下「表示板」について同じ。）

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表1「一般タクシーの表示方法」の例により車外前面から明瞭に確認できるように表示する。

(1)『回送』板

①運転者が食事、休憩若しくはトイレの為、運送の引き受けをすることができない

場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合は、回送板を掲出しなければならない。

②回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

③回送板は、全車両に備え付けておかなければならない。

(2) 『迎車』板

①旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。(ただし、(3)に規定する『予約』板を掲出する場合は適用しない)

②迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

③迎車板は、全車両に備え付けておかなければならない。

(3) 『予約』板

①迎車回送料金を適用しない車両であって旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合予約板を掲出しなければならない。(ただし、(2)に規定する『迎車』板を掲出する場合は適用しない)

(4) 『貸切』板

①時間制運賃を適用する場合、又はケア輸送サービス運賃及び介護サービス運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、貸切板を掲出しなければならない。

②貸切板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(5) 『観光』板

①観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光板を掲出しなければならない。

②観光板は、前記の場合以外掲出してはならない。

③観光板を掲出した時は、観光ルート名を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

(6) 『救援』板

①救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。

②救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

③救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

(7) 『定額』板

①定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。

②定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。

③定額板を掲出した時は、「運転日報」の備考欄に「定額」と記入しなければならない。

8. 適用除外

営業所のみにおいて運送の引き受けを行うもの、又はあらかじめ予約を受けて行う輸送に使用する車両であって、冠婚葬祭の場合等で旅客から表示灯等を外すよう求められた場合等、特段の必要があると認められる場合は、別添 [第1号様式] により申請するものとし、運輸支局長の承認を受けた車両については、次に掲げる規定のみ適用し、そ

の他の規定は適用を除外する。

(1) 上記「4. 車外表示」のうち、(1)事業者の氏名、名称又は記号

(2) 上記「6. 車内表示又は掲示」のうち、(1)事業者の氏名又は名称等及び自動車登録番号、(2)運転者の氏名

なお、適用除外承認を受けた車両についてタクシー用途を廃止した場合、または正規の表示を行った場合は別添〔第2号様式〕により遅滞なく届け出ることとする。

9. 一般タクシー事業の営業区域と一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の営業区域が異なる事業者が、福祉輸送を行う場合であって、当該輸送が一般タクシー事業の営業区域以外の営業区域で行われる場合の表示等については、「Ⅲ福祉輸送事業限定車両の表示等」に準ずるほか、マグネットシート等脱着可能な方法を用いて『福祉輸送車両』の表示を自動車の両側面に行うこと。

Ⅲ 福祉輸送事業限定車両の表示等

1. 車外表示事項

車両の側面にする表示事項については次に掲げるものとし、それぞれの表示方法は次によるものとする。

なお、表示する位置は別表3「福祉輸送事業限定車両の表示方法」の例による。

また、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。文字の色は車体の塗色等を考慮し明瞭に識別できる色を使用すること。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

事業者名（名称）が容易に特定できるよう表示すること。

（法人における「株」、「有」等は省略可）

(2) 「福祉輸送車両」及び「限定」

2. 車内表示又は掲示

車両の内部にする表示又は掲示については次に掲げるものとし、それぞれの表示方法は次によるものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称

視界及び運転操作を妨げない位置に旅客から見えやすいように固定する。

(2) 自動車登録番号

掲示方法は(1)に同じ。

(3) 運賃及び料金の内容

認可を受けた運賃及び料金並びに適用方法について、旅客に見やすい位置に適切に表示する。

(4) 禁煙マーク又は「禁煙車」

旅客から見やすい位置に適切に表示する。

3. 車内表示装置又は表示板

車両の内部に装着する表示装置又は表示板は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方で運転者の視界を妨げない位置に装着し、表示事項は次に掲げるものとし、それぞれの表示方法は次によるものとする。

なお、表示は車外から明瞭に確認できるものとし、運賃メーター器を設置する場合は、当該表示が連動して作動する構造であること。

(1) 「貸送」の表示

距離制運賃を適用しているとき、車内及び車外に向けて表示する。

(2) 「迎車」の表示

旅客の申込みを受けて指定場所に迎車回送するとき、車外に向けて表示する。(ただし、(3)に規定する『予約』版を掲出する場合は適用しない)

(3) 「予約」の表示

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合(ただし、(2)に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない)

(4) 「回送」の表示

運転者が、乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送するとき、車外に向けて表示する。

(5) 「貸切」の表示

時間制運賃を適用しているとき、車外に向けて表示する。

4. 運賃メーター器

運賃メーター器は、運転席でのメーター操作が容易で、かつ旅客から運賃の表示が確認できる位置に装着すること。

5. 福祉輸送事業限定事業者の訪問介護業務に於ける自家使用等、やむを得ず自家用として使用する場合は、車外に向けその旨わかりやすく表示しなければならない。また、その場合表示した時刻、終了した時刻及び運行した区間を、運転日報の備考欄に記入する等、記録しておくこと。

附則（平成18年2月15日鳥運輸第522号）

1. 本要領は、平成18年3月1日から適用する。
2. 平成14年6月25日付鳥陸輸第148号（「一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示について」記3の判断基準）は平成18年2月28日をもって廃止する。
3. 廃止前の適用除外規定により承認された車両については、本要領の適用開始後4ヶ月以内に改めて本要領Ⅱの7の規定による承認を得るものとする。
4. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、次の車両代替時に本要領に適合する表示に切り替えるものとする。

附則（平成19年10月19日鳥運輸第440号）

1. 本要領は、平成19年10月19日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

附則（平成20年3月31日鳥運輸第763号）

1. 本要領は、平成20年3月31日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

附則（平成22年9月30日鳥運輸第323号）

1. 本要領は、平成22年9月30日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

附則（平成24年8月16日鳥運輸第167号）

1. 本要領は、平成24年10月1日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

附則（令和2年4月10日鳥運輸第5号）

1. 本要領は、令和2年4月10日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

附則（令和5年8月1日鳥運輸第118号）

1. 本要領は、令和5年8月1日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

附則（令和5年12月19日鳥運輸第246号）

1. 本要領は、令和5年12月25日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

附則（令和6年4月22日鳥運輸第9号）

1. 本要領は、令和6年4月22日から適用する。
2. 本要領の適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、なお従前のおりとする。

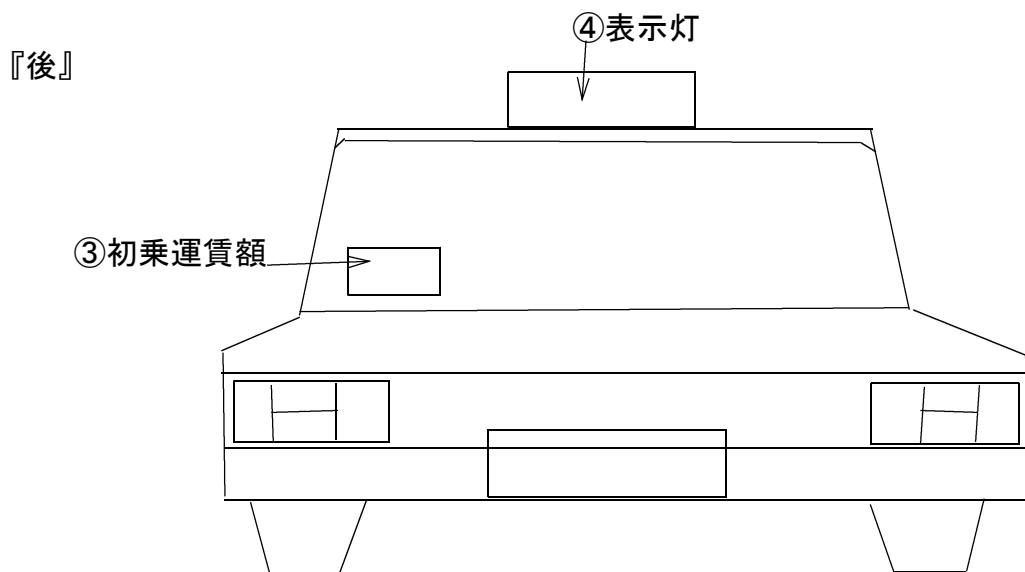
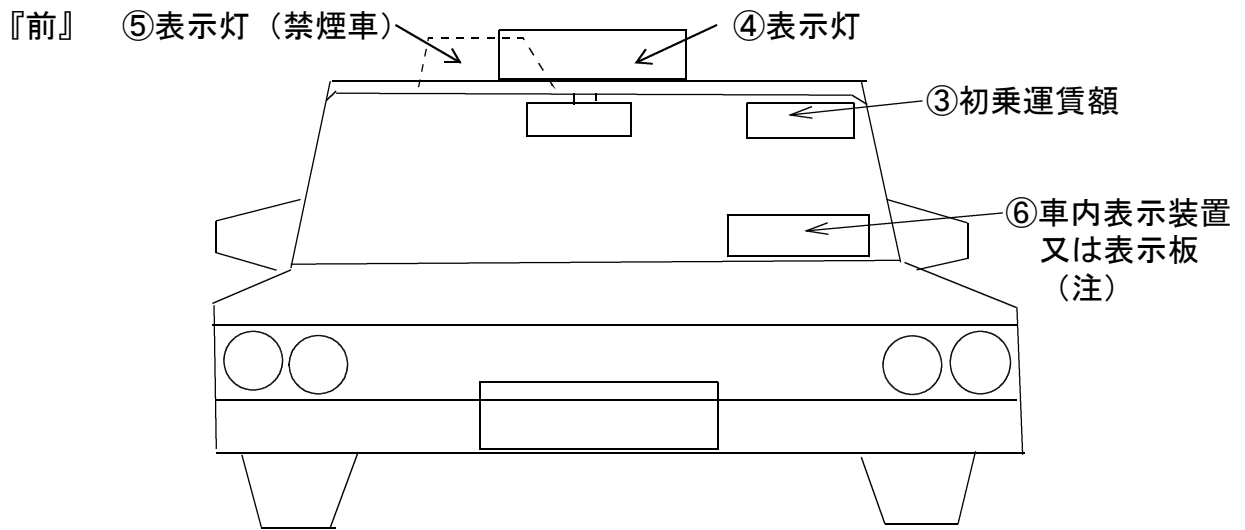
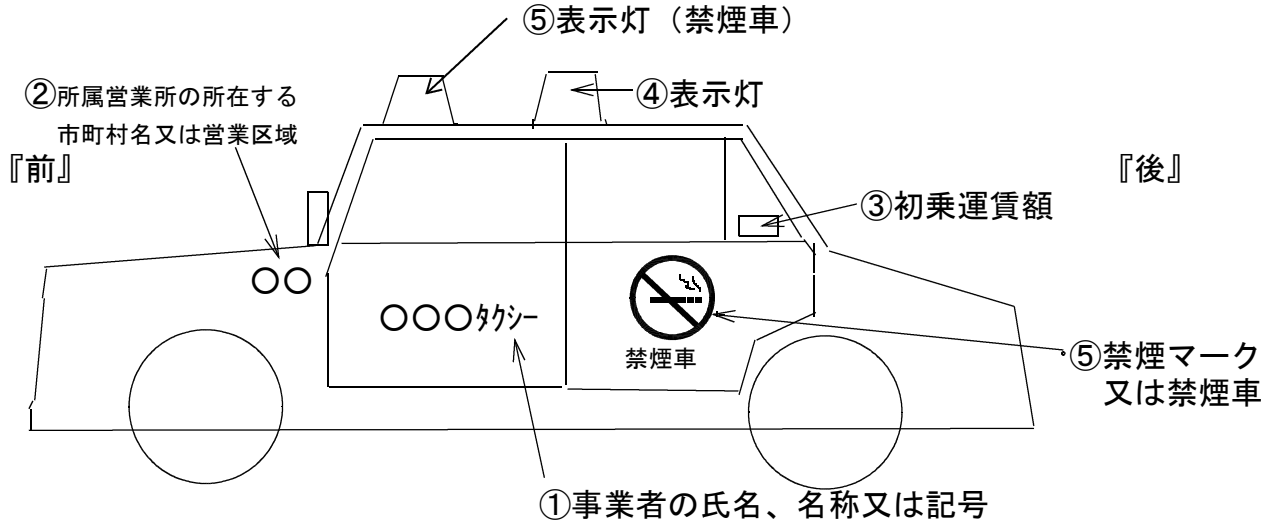
別紙

禁煙車表示灯を装着しなくてよい地域

営業区域	市 町 村 名
鳥取交通圏	鳥取市、岩美郡岩美町
倉吉交通圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡北栄町、東伯郡湯梨浜町
米子交通圏	米子市、西伯郡日吉津村
境港市	境港市
八頭郡	八頭町、若桜町、智頭町
西伯郡	大山町、南部町、伯耆町
日野郡	日南町、日野町、江府町

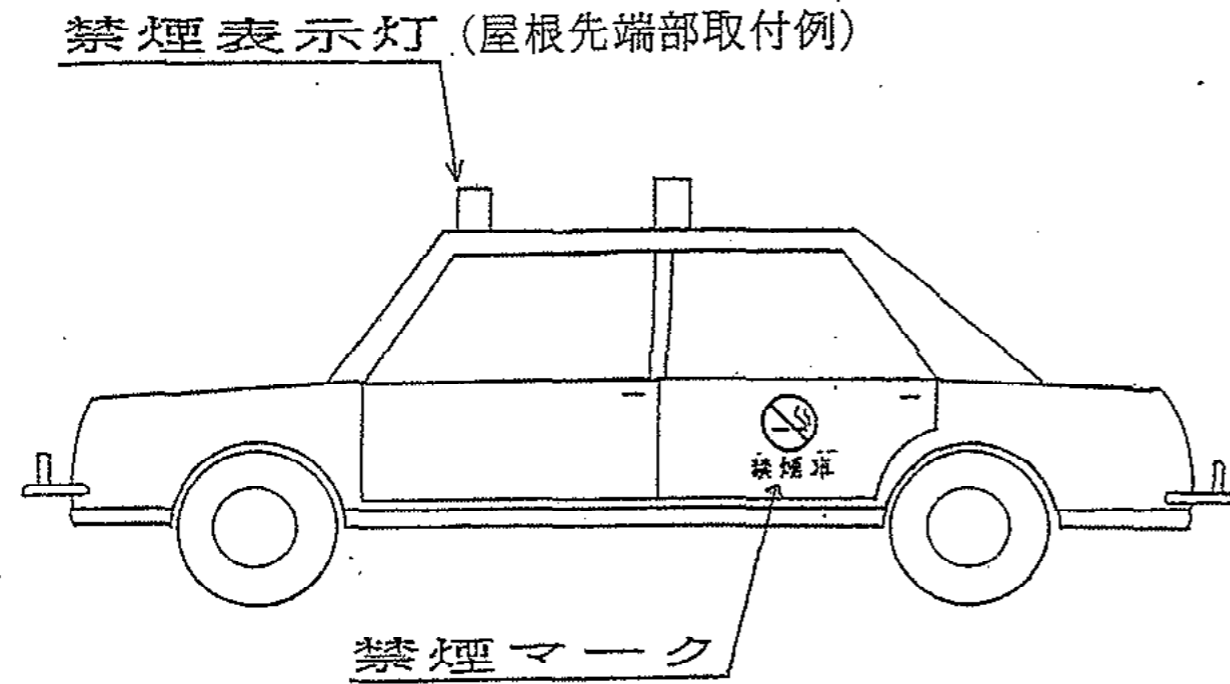
別表 1

一般タクシーの表示方法

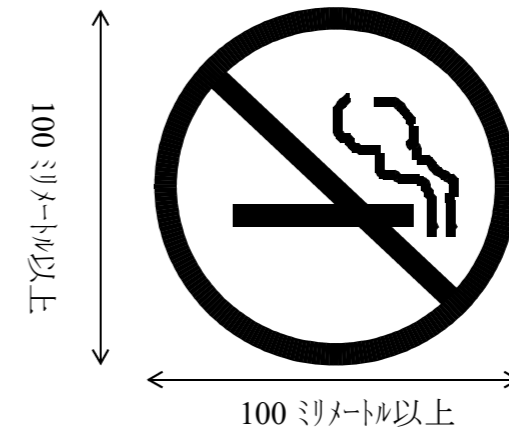


注：車外表示装置（表示灯）にⅡ 2. (2) 表示事項①から⑧が表示される場合は、ダッシュボード等への装着でも可

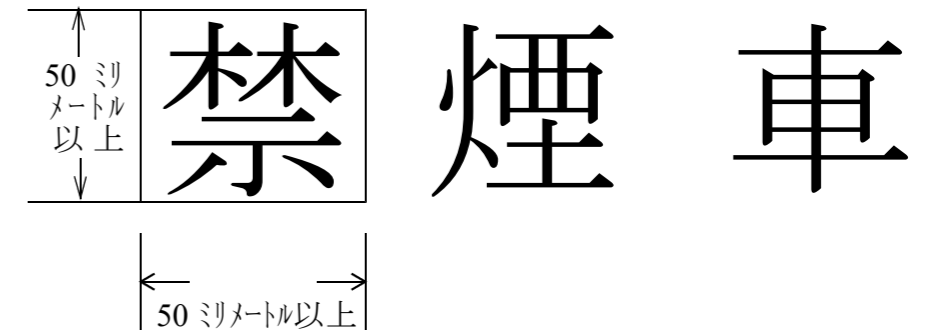
別表 2 (平成 14 年 5 月 24 日付け中国旅二第 51 号による表示方法)



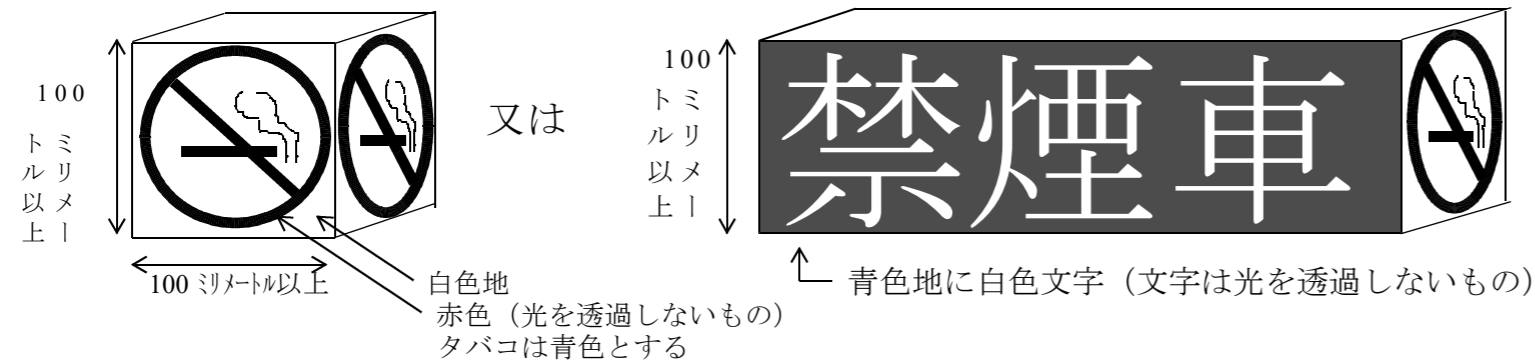
2 車外表示



又は



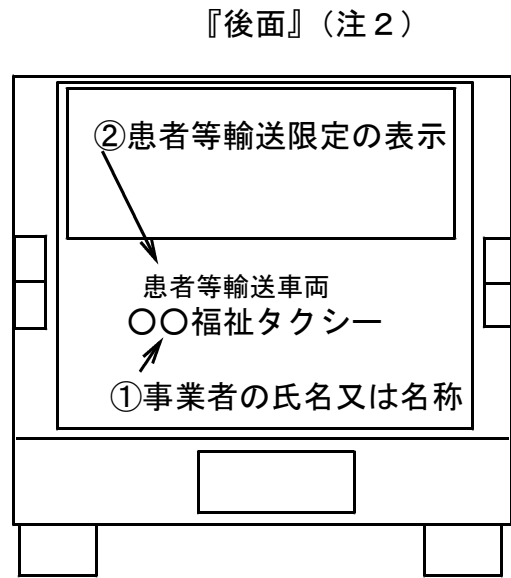
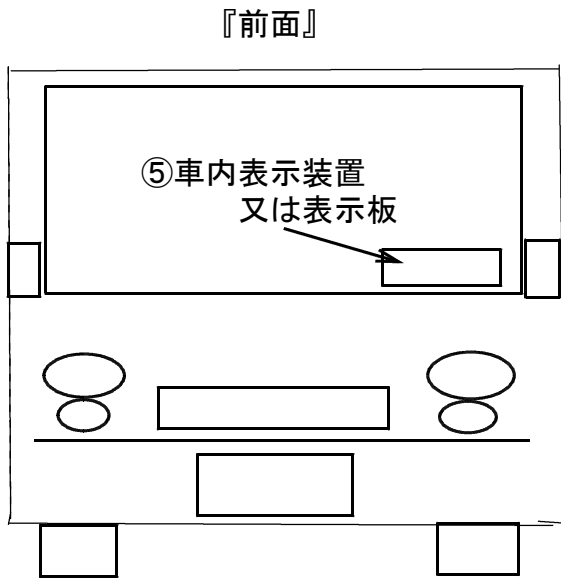
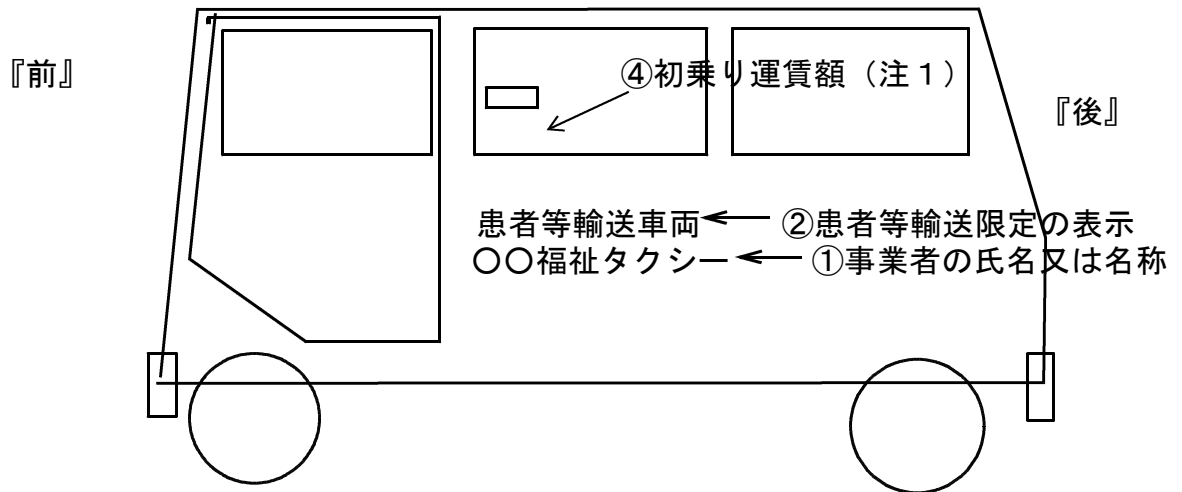
1 表示灯



3 車内表示



別表 3 患者等輸送限定車両の表示方法



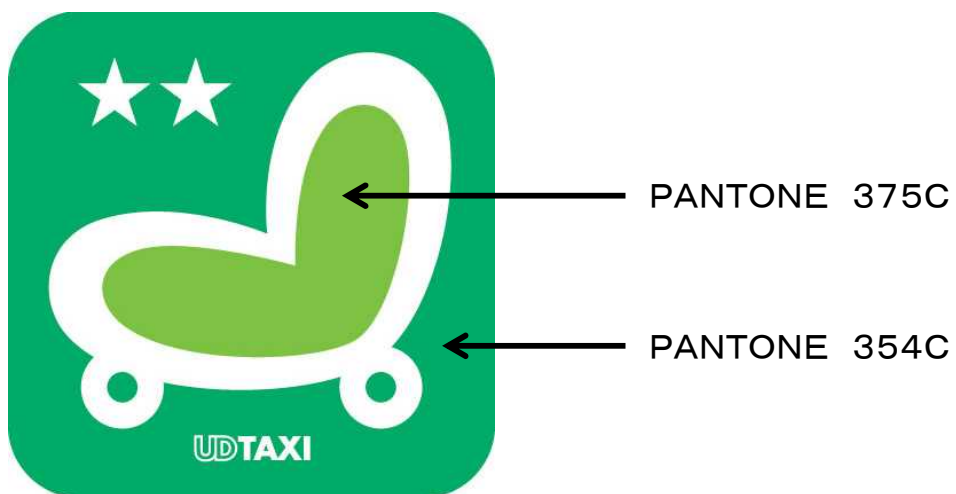
注1：④の初乗り運賃額については、旅客に見やすい位置に適切に表示することでも可
 注2：『後面』については表示省略も可

別表4の1

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和2年3月31日改正以前)」
においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

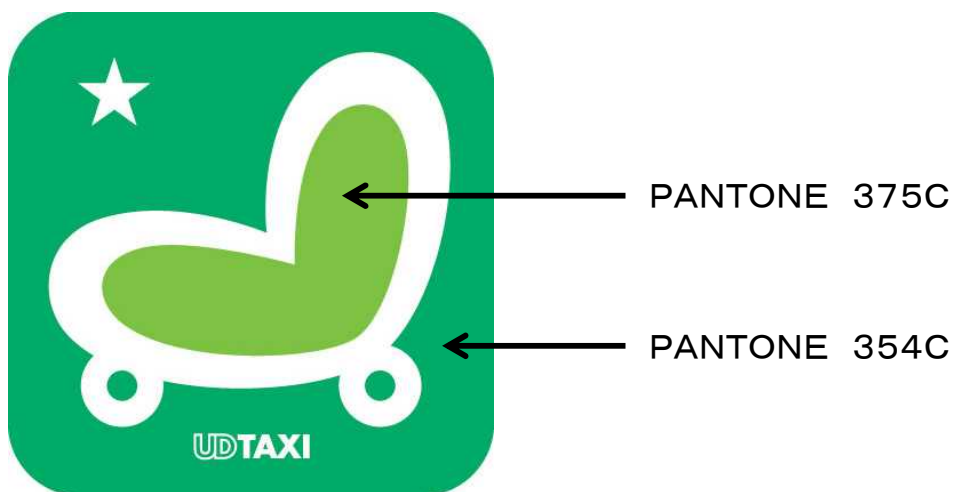


別表4の2

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和2年3月31日改正以前)」
においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

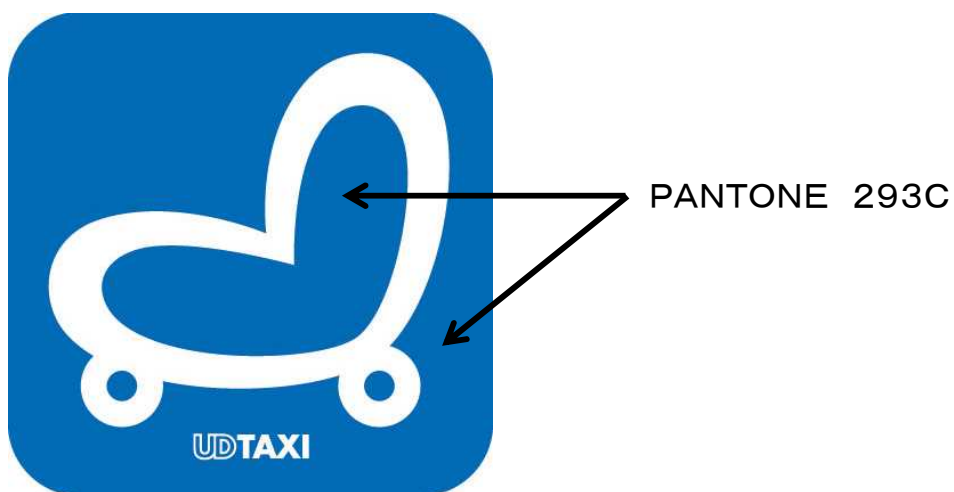


別表4の3

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない
車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



※配色について

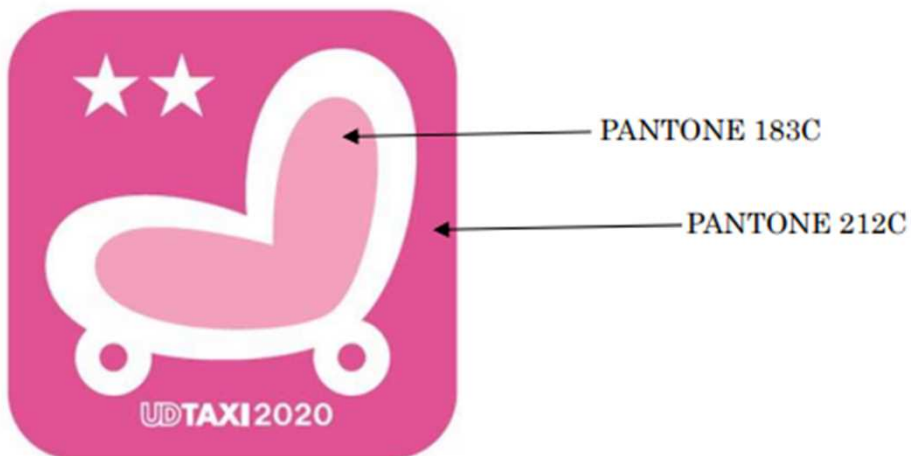


別表4の4

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和2年3月31日改正)」
においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

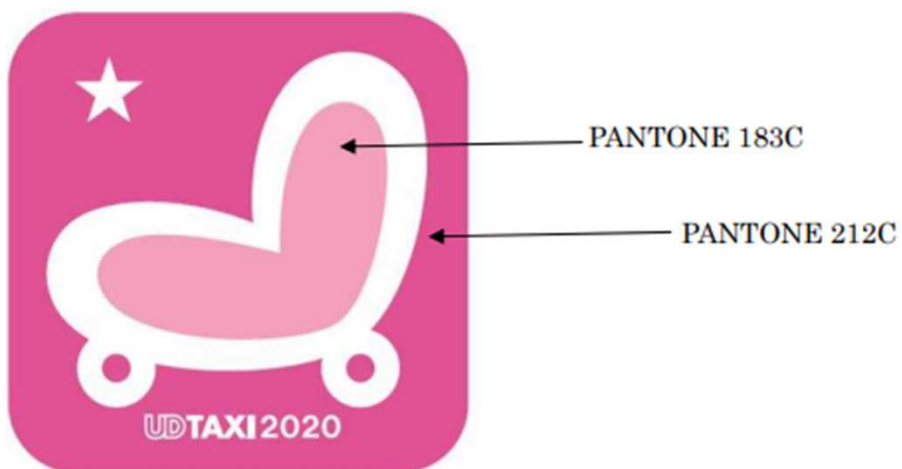


別表4の5

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和2年3月31日改正)」
においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について



別表4の6

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度(令和6年4月1日改正)」
においてレベル準1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



PANTONE 375C

PANTONE 354C

中国運輸局鳥取運輸支局長 殿

住 所
名 称

タクシー車両の表示等実施適用除外承認申請書

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の表示等について、「タクシー車両の表示等に関する取扱要領」（平成18年2月15日付鳥運輸第522号）II 8の規定により適用除外の承認を申請します。

記

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 適用除外を受けようとする車両

登録番号	車名	型式	乗車定員	所属営業所	備考

(3) 適用除外を受けようとする表示事項等

※事業者の氏名、名称又は記号等については適用除外になりません。

(4) 適用除外を必要とする理由

(以下支局使用欄)

鳥 運 輸 第 号

本件は申請のとおり承認する

令和 年 月 日

中国運輸局鳥取運輸支局長

中国運輸局鳥取運輸支局長 殿

住 所
名 称

タクシー車両の表示等実施適用除外車両にかかる届出

タクシー車両の表示等に関する取扱要領Ⅱ8の規定により適用除外の承認を受けていた車両について、その必要が無くなりましたのでお届けします。

記

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 承認を受けた日及び承認番号

令和 年 月 日付 鳥運輸第 号

(3) 適用除外を受けていた車両

登録番号	車名	型式	乗車定員	所属営業所	備考

(4) 適用除外が不要となった理由及び実施日

タクシー用途の廃止

正規な表示の実施

令和 年 月 日実施